

公告 No.266 桜台小学校屋内運動場屋根改修工事についての補足説明

1 防護シートによる養生範囲について

別添のとおり、特記仕様書 A-01 2章 仮設工事 1 足場その他について、防護シートによる養生は昇降足場及び最上層作業部分とする。

以上

桜台小学校屋内運動場屋根改修工事特記仕様書				
<p>総則</p> <p>工事概要</p> <p>1. 工事場所 <u>四日市市 桜台一丁目 地内</u></p> <p>2. 工事種目 <u>屋内運動場屋根改修(カバー工法)</u></p> <p>1. 共通仕様</p> <p>(1) 図面及び特記仕様に記載されてない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築改修工事標準仕様書(平成28年版)」(以下「改修標仕」という。)による。ただし、改修標仕に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書(平成28年版)」(以下「標仕」という。)による。</p> <p>2. 特記仕様</p> <p>(1)項目は、○印の付いたものを適用する。</p> <p>(2)特記事項は、○印の付いたものを適用する。</p> <p>○印の付かない場合は、※印の付いたものを適用する。</p> <p>○印と◎印の付いた場合は、共に適用する。</p> <p>(3)特記事項に記載の[...]内表示番号は、改修標仕の該当項目、当該図又は該当表を示す。</p> <p>(4)特記事項に記載の(標...)内表示番号は、標仕の該当項目、当該図又は該当表を示す。</p> <p>部分完成 ○無・有()</p> <p>部分引渡し ○無・有()</p> <p>1) 保険及び保証</p> <p>○建設工事保険 (保証書の写しを提出)</p> <p>○請負業者賠償責任保険 (保証書の写しを提出)</p> <p>(○管理財物担保特約に加入のこと)</p> <p>任意にて加入</p> <p>2) 建設共済等</p> <p>下記の制度について加入すること。</p> <p>○法定外労災保険制度 (加入証明書の写しを提出)</p> <p>○建設業退職金共済制度 初回の請負金額が500万円以上の場合、掛金収納書を提出すること。また、増額の契約変更があった場合についても、その分を提出すること。 共済証紙購入額 請負金額の1/1000以上なお、他の退職金制度に加入している等、共済証紙を購入する必要がない場合は、理由書の提出をもって共済証紙の購入を不要とする</p> <p>任意にて加入</p> <p>◎資材の購入及び下請け業者の選定に際しての留意事項</p> <p>資材の購入及び工事の一部を下請け業者にて施工する場合、業者の選定に際しては、出来る限り市内業者を優先させること。</p> <p>2章 一般共通事項</p> <p>項 目 特 記 事 項</p> <p>① 適用基準等</p> <p>○建築工事標準詳細図 (国土交通大臣官房官庁営繕部監修 平成22年版)</p> <p>○工事実績情報の登録 (平成24年版)建築編(国土交通省大臣官房官庁営繕部監修)</p> <p>※請負金額が500万円以上の場合には、登録を行う。 [1.1.4]</p> <p>③品質計画</p> <p>※建築基準法に基づき定められる区分等の適用工事</p> <p>※風速 (V₀) = 34 m/秒</p> <p>地表面粗度 Ⅲ (Z_b=5 Z_g=450 α=0.20) II (Z_b=5 Z_g=350 α=0.15)</p> <p>積雪区分 ※30 cm ~ 40 cm</p> <p>④ 電気保安技術者</p> <p>・適用する。 ○適用しない。 [1.3.3]</p> <p>事業用電気工作物に係る工事の電気保安技術者は、その電気工作物の工事に必要な電気主任技術者の資格を有する者又はこれと同等の知識及び経験を有する者とする一般電気工作物に係る工事の電気保安技術者は、第一種又は第二種電気工事の資格を有する者とする</p> <p>⑤ 条件明示項目</p> <p>○工事用車両の駐車場及び資機材置場 ※敷地内 [1.3.5]</p> <p>○工事については、学校運営に協力し、支障をきたさないこと</p> <p>○騒音の出る作業日については事前に学校側との調整を行うこと</p> <p>○本工事施工中に既設構造物を汚損した場合は、受注者の責任にて補修等を行うこと</p> <p>○現場入場は原則8:30以降とし、大型車による資材の搬出入は原則休日に行うこと</p> <p>なお、学校運営日のは場合は指導員等を配置するなど、施設利用者の安全を確保すること</p> <p>○足場を60m以上設置する場合は着手の30日前までに設置届を所轄庁へ提出すること</p> <p>○1/11は原則工事不可とする。</p> <p>⑥ 発生材の処理</p> <p>・引渡しを要するもの ()</p> <p>・特別保管産業廃棄物 ※無・有 () 处理方法 ()</p> <p>・特定建設資材の搬出</p> <p>再資源化等を行う (再資源化が困難な場合には縮減)</p> <p>○特定建設資材以外の搬出 ○構外搬出適正処理</p> <p>○産業廃棄物登録票 (マニフェスト) 確認表を作成し、監督職員にA票及びD票もしくはE票の確認を受けるものとする。ただし、電子情報処理組織に登録 (電子マニフェスト) に</p>				<p>より確認を行う場合は、この限りではない。</p> <p>※建設発生土 (50m³以上) を搬出する場合は、書面にて処分地の報告 (位置図等) を行うこと。</p> <p>また、処分地が民有地の場合、土地所有者からの建設発生土受入承諾書の写しを提出すること。</p> <p>交通誘導員 ※配置する 名以上 (大型車の出入は必ず) ○配置しない [1.3.9]</p> <p>※本工事に使用する建築材料等は、設計図書に規定するものの又は同等のものとする。</p> <p>ただし、同等のものとする場合は、監督職員の承諾を受ける。</p> <p>品質及び性能を試験により証明を求める材料は以下の物とする。 [1.4.5]</p> <p>③ 化学物質を発散する建築材料等</p> <p>本工事に使用する建築材料等は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有するものとし、次の1)から5)を満たすものとする。</p> <p>1) 合板、木質系パーリング、構造用パネル、集成材、半板積層材、パーティクルボード、MDF、その他木質建材、ユリア樹脂板及び仕上げ塗料は、ホルムアルデヒドを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。</p> <p>2) 保溫材、緩衝材、断熱材はホルムアルデヒド及びスチレンを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。</p> <p>3) 接着剤は、フル酸ジ-n-ブチル及びフル酸ジ-2-エチルヘキシルを含有しない難揮発性の樹脂剤を使用し、ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。</p> <p>4) 塗料はホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。</p> <p>5) 1)及び4)の建築材料等を使用して作られた家具、書架、実験台、その他の什器等は、ホルムアルデヒドを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。</p> <p>また、設計図書に規定する「ホルムアルデヒドの放散量」は、次のとおりとする。</p> <p>規制対象外</p> <p>① JIS及びJASのF☆☆☆☆規格品</p> <p>② 建築基準法施行令第20条の7第4項による国土交通大臣認定品</p> <p>③ 下記表示のあるJAS規格品</p> <p>a. 非ホルムアルデヒド系接着剤使用</p> <p>b. 接着剤等不使用</p> <p>c. 非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散しない材料使用</p> <p>d. ホルムアルデヒドを放散しない塗料等使用</p> <p>e. 非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散しない塗料使用</p> <p>f. 非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散しない塗料等使用</p> <p>第三種</p> <p>① JIS及びJASのF☆☆☆☆規格品</p> <p>② 建築基準法施行令第20条の7第3項による国土交通大臣認定品</p> <p>③ 旧JISのE規格品</p> <p>④ 旧JASのF規格品</p> <p>改修標仕、標仕に記載されていない特別な材料の工法は該当製品の指定工法による。</p> <p>※適用する ・適用しない [1.6.2]</p> <p>⑪ 特別な材料の工法</p> <p>⑫ 技能士</p> <p>12 化学物質の濃度測定</p> <p>※防水施工 ・建築大工 ・サッシ施工 ・内装仕上げ施工</p> <p>施行完了時に室内空気中のホルムアルデヒド、トルエン、キシレン [1.6.9]</p> <p>エチルベンゼン、パラジクロロベンゼン、スチレンの濃度を測定し報告すること。</p> <p>測定は、バッジ型採集機器により行う。</p> <p>着工前測定 行う 行わない</p> <p>測定対象室 図示</p> <p>測定箇所数 図示</p> <p>採取方法 文部科学省の定めるところによる。</p> <p>報告書の様式 測度測定記録表の記載事項は、次のとおり</p> <p>1. 工事名 2. 測定年月日 3. 天候 4. 測定前の換気及び閉鎖時間</p> <p>5. 測定時間 6. 室名と測定時間 7. 測定器具</p> <p>8. 化学物質採取方法 9. 分析装置</p> <p>※産業廃棄物税</p> <p>本工事には産業廃棄物税相当分が計上されていないため、請負者が本工事により生じた産業廃棄物が、課税対象となつた場合には、翌年度に産業廃棄物税納税証明書等を添付して、本工事により生じた産業廃棄物税相当分を請求することができる。</p> <p>※暴力団不當介入に関する事項</p> <p>1. 犯罪の解説</p> <p>四日市市の結する契約等からの暴力団等排除措置要綱(平成20年四日市告示第28号)</p> <p>第3条又は第4条の規定により、四日市市建設工事等入札参加資格停止基準に基づく入札参加資格停止措置を受けたときは、契約を解除することがある。</p> <p>2. 暴力団等による不當介入を受けたときの義務</p> <p>(1) 不當介入には、断固拒否とともに、速やかに警察へ通报並びに業務免許所属へ報告し、警察への捜査協力をすること。</p> <p>(2) 契約の履行において、不當介入を受けたことにより、業務遂行に支障が生じたり、納期等に遅れが生じるおそれがあるときには、業務免許所持と協議を行うこと。</p> <p>(3) (1)(2)の義務を怠ったときは、四日市市建設工事等入札参加資格停止等の措置を講ずる。</p>

桜台小学校屋内運動場屋根改修工事						設計図	
図面名	特記仕様書（1）	設計番号	課長	課長補佐	係長	担当者	図面番号
		作図 H29年 9月					A-01
四日市市都市整備部営繕工務課						号	一級建築士 登録 第 四日市市開原町1番5号